

清水公園東自治会ホームページ運用規約

第1条（総則）

清水公園東自治会はホームページの運用に関し本規程を設ける。

第2条（目的）

- （1）自治会活動を公開し、会員へ広く周知することで、自治会活動の透明性を高める。
- （2）住み良い街を自分たちの手で作るために、会員の主体的な参加を促す。
- （3）ソライエひろばを活用したコミュニティ活動に関する情報を提供し、会員同士の交流活動の充実を図る。

第3条（管理運営）

- （1）ホームページの更新は、自治会役員および合議機関で承認された自治会員が行う。
- （2）掲載内容（記事・写真などの提供）は、会員が協力して対応する。
- （3）会員より掲載内容の修正または削除要求があった場合、ホームページ更新者は、修正および削除できる。また、合議機関で要求内容を検討して、適切な処置をとる。

第4条（掲載禁止事項）

- （1）社会規範・公序良俗に反する内容
- （2）個人的な利用や特定企業の宣伝、営利目的な内容
- （3）個人の誹謗・中傷に関する事項

第5条（個人情報の扱い）

個人が特定できる情報（氏名、写真、住所など）は、個人の同意を得ることを原則とする。